

令和4年度 第1回 東京都保険者協議会

令和4年度 第1回 特定健診・特定保健指導特別部会

合同開催 会議要旨

委員定数 24名

1 開催日時 令和4年7月12日（火） 午前9時58分～午前11時34分

2 開催会場 Web会議形式にて開催（AP市ヶ谷5階Dルーム）

3 出席者 【20名】

東京都担当部署	2名
全国健康保険協会東京支部代表	3名
健康保険組合代表	3名
国民健康保険の区市町村代表	3名
国民健康保険組合代表	2名
共済組合代表	2名
東京都後期高齢者医療広域連合代表	1名
健康保険組合連合会東京連合会代表	1名
東京都国民健康保険団体連合会代表	1名
医療関係者	2名

4 会議次第

○開 会

○役員等の選出

(1) 東京都保険者協議会 会長、副会長及び監事の選出について

(2) 東京都保険者協議会特定健診・特定保健指導特別部会 部会長及び副部会長の選出について

○議決事項

第1号議案 令和3年度 東京都保険者協議会事業報告について

第2号議案 令和3年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について

第3号議案 令和4年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について

○報告事項

(1) 令和3年度 東京都保険者協議会監査報告について

(2) 令和4年度 各種会議開催状況等について

(3) 令和4年度 特定健診等集合契約締結状況について

(4) コロナ禍の健康等への影響分析について

○協議事項

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」について

○情報提供

(1) パンフレット「ストレスとの上手な付き合い方guidebook」について

(2) 特設サイト「withコロナ時代の健康づくりガイド」について

○閉 会

5 会議要旨

《開 会》

(事務局)

- ・東京都保険者協議会設置運営規程第12条（会議録等の取扱い）について説明
- ・議決権を有する委員（代理人含む）20名中18名が出席し、過半数に達していることから、東京都保険者協議会設置運営規程第10条第1項に基づき会議を開催することを報告

《役員等の選出》

(1) 東京都保険者協議会 会長、副会長及び監事の選出について

令和4年4月1日の委員改選に伴い、東京都保険者協議会設置運営規程第5条に基づき会長1名、副会長4名、監事2名を選出した。

(2) 東京都保険者協議会特定健診・特定保健指導特別部会 部会長及び副部会長の選出について

令和4年4月1日の委員改選に伴い、東京都保険者協議会専門部会設置運営要綱第5条に基づき部会長1名、副部会長2名を選出した。

《議決事項》

第1号議案 令和3年度 東京都保険者協議会事業報告について

(事務局)

【資料1】 P. 3～P. 46を用いて説明

(会 長)

質問・意見等はあるか。

(特になし)

第1号議案 令和3年度 東京都保険者協議会事業報告について、承認いただきたい。

(異議なし)

第2号議案 令和3年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について（報告事項 (1) 令和3年度 東京都保険者協議会 監査報告含む）

(監事)

【資料2-1】 P. 1を用いて説明

(事務局)

【資料1】 P. 49～P. 59を用いて説明

(会 長)

質問・意見等はあるか。

(特になし)

第2号議案 令和3年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について、承認いただきたい。

(異議なし)

第3号議案 令和4年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について

(事務局)

【資料1】 P. 63～P. 67を用いて説明

(会 長)

質問・意見等はあるか。

(特になし)

第3号議案 令和4年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について、承認いただきたい。

(異議なし)

《報告事項》

(2) 令和4年度 各種会議開催状況等について及び (3) 令和4年度 特定健診等集合契約締結状況について

(事務局)

【資料2-1】 P. 2～P. 17を用いて説明

(会長)

質問・意見等はあるか。

(全国健康保険協会東京支部を代表する副会長)

1点目、11ページに今回実施されたプログラム研修会について、再生回数は前回とほぼ同じということによいか。2点目、質疑応答について、専用サイトに公開するという予定であったが質問がなかったということで、あらかじめそういったやり取りができるということを事前に聴講者にアナウンスを行ったのか、また、聞くほうが質疑をオンラインでやり取りするという事にあまり慣れていないのか。

(事務局)

まず1点目、プログラム研修会の令和4年度の再生回数については、昨年度と比べると若干下がっている傾向があるが、概ね同じであった。

また、2点目については今年度から質疑応答を始めたが、開催をする際に事前に質疑応答に関してホームページに様式等を掲載するなど周知を行った。

今回質問が寄せられなかったため、今後掲載方法も含め、もう一度検討のほうを進めていきたい。

(全国健康保険協会東京支部を代表する副会長)

対面で実施したときには、活発な議論、質疑応答がされていた印象であった。対面とオンラインは異なるが、質疑応答ができると理解が深まっていくので、引き続き工夫、努力をお願いしたい。

(会 長)

他に質問・意見はあるか。

(特になし)

(4) コロナ禍の健康等への影響分析について

(事務局)

【資料2-2】を用いて説明

(会 長)

質問・意見等はあるか。

(全国健康保険協会東京支部を代表する副会長)

データ分析部会の各委員が持ち寄るということになっているが、何組合ぐらいからデータを取れるということになっているのか。

(事務局)

委員としては11名おり、各保険者に依頼しているところである。データを収集できる項目については多少差が出てしまう可能性もあるかと思っている。

(全国健康保険協会東京支部を代表する副会長)

それでは、基本的には全委員に出していただいて、データの収集に多少差は出るが、全体ではそれほど大きな問題はなさそうだということで了解した。

(健康保険組合連合会東京連合会を代表する副会長の代理人)

コロナの影響を受け、運動、代謝が非常に落ちているというようなことを感じている。特にテレワークなど働き方の変化がどの程度健康に影響しているかということを各健保組合でも大変気にしているところである。

そういう中で、業態によって大きく差が出ているのではないかと感じているので、可能な範囲で業態別に違いを見ていただきたい。もちろん年齢や性別などについても違いが出てくると思うが、昨年度、当連合会内のテレワークをしているいくつかの組合では、基本的に自分の生活は変わっていないが、代謝率が落ちたりBMIの値が多少上がっていたり

するので、そういったところが少し顕わになるような分析をしていただけると非常にありがたい。

(会 長)

他に質問・意見はあるか。

(特になし)

《協議事項》

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」について

(事務局)

【資料3-1、3-2】を用いて説明

(会 長)

今回新たに提出された意見について、意見提出者よりご説明いただきたい。

(健康保険組合を代表する委員)

項番1「特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上に資する抜本的な対策の検討について」、現在、特定健診・特定保健指導の第4期に向けた検討が厚労省で行われている。特定健康診査・特定保健指導制度が始まって10数年が経過するが、実施率、特に被扶養者のそれは10%程度と低迷しており、現状の仕組みのまま第4期に突入しても実態は変わらないのではないか。

そのため、特定健診や特定保健指導を受ける側の義務化、あるいは義務化に準ずるような施策の検討等、制度の抜本的な見直しが不可欠だと思い要望した。

項番2 (1) 「効果検証について」は、特定健康診査・特定保健指導の実施率が低迷している原因の1つに指導の効果を疑問視する声もあることから、これまでの施策の効果検証を要望するものである。健保組合に対する、あるアンケートでは、現場の声として、特定健康診査・特定保健指導を行う理由について、義務だからというのが7割以上を占め、逆に効果があるからやっているのは1割にも満たなかった。国として、今後も特定保健指導を続けていくのであれば、十数年にわたって蓄積されたデータの効果検証をしっかりと行い、特定健診・特定保健指導の有効性を、エビデンスをもって示していただきたい。

(2) の「データ分析結果の活用について」は、特定健康診査・特定保健指導は、現状40歳以上が対象であるが、現場では30代のうちからリテラシーを高めるアプローチが必要

ではないかという声もある。これまで蓄積した特定健康診査・特定保健指導のデータ分析を踏まえ、40歳未満を含む年齢階層別や性別に応じた特定健診項目の設定等、より納得性、実効性のある内容となるよう検討することを要望した。

(全国健康保険協会東京支部を代表する副会長)

今ご指摘のあったところが各保険者の非常に大きな悩みであると私も理解しており、今現在厚生労働省の会議でも議論されているようである。そういった関係で、事務局としてどういうタイミングでどういう内容を提出するのか。今回、8月前後に提案すると思うが、タイミングとして非常にいいのか、少し急いだほうがいいのか、その辺りはどうか。

(事務局)

第4期に向け、国のほうで動いている状況である。事務局として、今回、意見をいただいているので、先方と調整の上、早い時期に行うことを考えている。この後、要望を最終的に取りまとめ、要望書提出に向け準備を進めていく。

(国民健康保険の市町村を代表する委員)

項番4「新型コロナウイルス感染症に伴う特定健康診査・特定保健指導の実施について」は、現在国の財政制度等審議会において、規模や交付される公費の使い道についても見直すことが求められると提言されていることから、予防、健康づくり等の評価については適切に行っていただきたいという要望である。

(全国健康保険協会東京支部を代表する副会長)

項番7「広報について」は、特定保健指導という名称に対して事業主も含め、指導されるのかと否定的に受け止められてしまうという印象が強い。

より受け入れられやすい名称変更の検討を含め、「特定保健指導」がポジティブに感じられるような、国民全体にアピールする広報等に努めることを要望するものである。

(共済組合を代表するもの)

項番8「財政措置等について」は、要望書研修会において実施率を上げるためには、①40歳の勧奨が重要であること、②2年以上続けて受診すれば習慣化する率が高いこと、③退職し国保に加入した被保険者の受診率が低いということが挙げられており、この3つの

節目の時期に受診した人を対象にインセンティブを付与するための財政措置に関する要望である。

(会長)

項番9及び項番10の(1)については、いずれも要望の趣旨、背景についての補足のため、省略させていただく。

(国民健康保険組合を代表する委員)

項番10(2)「特定健康診査と事業者健診の必須項目の統一等について」の前段は、事業者健診データの様式や項目等の統一についての要望である。

まず1点目として、国の社会保障審議会等でこれまで議論されている内容でもあるが、血糖検査の実施方法等について、既往歴、血圧血糖脂質の服薬及び喫煙の項目が事業主健診では必須となっていないため、保険者が確認する際に項目に差異があり、確認の作業に大変時間を取られている。

また、労働安全衛生規則に定めてられている事業主健診様式で提供を受ける場合が多いが、この様式では、健康診断実施機関の名称や機関番号の記入欄、また、服薬、喫煙等の項目がないので確認作業に非常に追われているというのが現状である。

したがって、特定健診項目と事業者健診の健診項目と様式の中の記載項目を併せて統一していただきたい。

もう一点、治療中者の特定健診結果の収集方法については、国からQ&Aで整理されているが、様式を統一していただきたい。

また、受診率の向上や、治療中の方、保険者の負担軽減のためにも治療中者の特定健康診査の結果収集に関するルールを新設することを併せて要望したい。

(健康保険組合を代表する委員)

項番10(2)「特定健康診査と事業者健診の必須項目の統一等について」の後段について、先の委員のご発言と同様に、健診項目の特定健診と事業者健診の項目を整理していただきたいという要望である。

事業者の健診は、労働安全衛生法で人間ドックの代用が認められているので、人間ドックを希望する人が多いが、健診機関ごとにフォーマットが様々で、データを加工する手間

がかかるため、人間ドックデータにも対応可能な統一のフォーマットの整備についても併せて要望する。

(国民健康保険の市町村を代表する委員)

項番14(1)「効果検証について」の前段について、モデル実施や健診の実績の効果検証は非常に重要であり、実効性を高めることが必要であると考え、今回加筆した。

後段については、今後プロセスを評価する体系からアウトカム、結果を評価する体系に考え方が見直される中、国がしっかりと検証し、エビデンスに基づくということを示すためにも「適正かつ適切な」という文言にした。

また、客観的な評価につながる共通の評価指標の設定や成果、実施率の向上につながる方法、体制の知見の体系化が地域、職場における健康課題の解決には大切であると要望書研修会の内容も踏まえた。

(国民健康保険組合を代表する委員)

項番14(4)特定保健指導利用機会の拡充についての要望を追加させていただいた。

特定健康診査の当日の初回面接が一番特定保健指導の実施率を伸ばせる有効な対策であると言われているが、当日に初回面接の時間を確保できない場合において、特定健康診査の受診から数日以内であれば実施可能というような体制の構築を要望したい。

(会長)

意見提出者より説明があったが、全体を通して質問、意見等はあるか。

(全国健康保険協会東京支部を代表する副会長)

記載方法に関して、類似の項目が散らばっているので、そこはまとめたほうがいいのか。特定保健指導と特定健診と、それに共通するものということでまとめられているが、同じようなものが所々に出てくるので、もう少し整理したほうが厚労省には伝わりやすいのではないかと思う。

(健康保険組合を代表する委員)

第4期に向けた要望と、今現に実施している第3期の要望とを整理する必要がある。第4期に向けた要望を別建てとするなどご検討いただきたい。

(会 長)

他に質問・意見等はあるか。

(特になし)

事務局は、要望の趣旨が厚生労働省に伝わるよう、ただいまのご説明、ご意見などをしっかり踏まえた上で準備を進めていただきたい。

(事務局)

本日いただいたご意見を踏まえ要望書の文言修正等を行う。

また、提出については厚生労働省と調整し、日程等が確定したら委員へ連絡を行う。

《情報提供》

(1) パンフレット「ストレスとの上手な付き合い方guidebook」について

(2) 特設サイト「withコロナ時代の健康づくりガイド」について

(事務局)

【資料4、5】を用いて説明

(会 長)

質問・意見等はあるか。

(特になし)

事務局から、何かあるか。

(事務局)

特にございませぬ。

(会 長)

以上で本日の議事は全て終了とする。

閉 会